

7月は河川愛護月間です

7/7は川の日です

美しい自然を大切に!

川を遊ぼう!

せせらぎに ほくも魚も すきとおる

河川愛護月間

7月1日～7月31日

“絵手紙”募集中!!
<https://www.mlit.go.jp/river/aigo/index.html>
 令和5年10月13日(金)必着
 今すぐアクセス!

7月1日～7日は河川水難事故防止週間
 (川の防災情報) <https://www.river.go.jp/index>
 (気象庁天気予報) [市外局番]+1177

国土交通省では、国民の河川愛護意識を高めることを目的として、毎年7月を「河川愛護月間」と定め、河川愛護運動を実施しています。期間中の主な活動は以下4つとなります。

- (1) 河川周辺の清掃活動**
 良好な河川環境を保全・再生するため、地域住民、市民団体等が主体となって、河川周辺の清掃活動を行います。
- (2) 各種行事の開催**
 河川に関する写真、絵画、作文のコンクールや、「水辺で乾杯」など様々なイベントを開催します。
- (3) 河川のパトロール**
 河川利用者に対し河川の適切な利用に関する指導を行うため、関係行政機関が共同して河川のパトロールを実施します。
- (4) 河川水難事故防止週間**
 7月1日から7日までを「河川水難事故防止週間」と定め、水難事故防止に関する啓発活動を行います。

河川の水は農業や生活用水などで利用されます。美しく、安全に利用するためにも、皆様もゴミを持ち帰るなどのご協力をお願いいたします。



河川敷での火災が多数発見されています



昨今、当出張所管内の河川敷にて、頻繁に火災が確認されております。都度、現場を確認しておりますが、明確な原因はわかっておりません。警察、消防機関ともに警戒しておりますので、河川敷での火災を発見した際は通報いただきますよう、ご協力をお願いいたします。

なお、故意に河川敷を損傷する行為は河川法29条にて禁止されております。違反が確認された場合、「6ヶ月以下の懲役または30万以下の罰金」が課せられることがあります。

許可を得ずに法面走行、野焼き、掘削などの行為はご遠慮ください。

違反行為を見かけた際は、一関出張所までご連絡をお願いいたします。

一関出張所 Tel.: 0191-23-2435

堤防は洪水から命を守るための大切な公共施設です。損傷行為はお止めください。

皆様のご理解、ご協力をお願いいたします。

このような行為は禁止です!

- 通路以外の法面走行
- 河川敷での野焼き
- 許可のない掘削作業など

バックナンバーはこちら→https://www.thr.mlit.go.jp/iwate/syuttyoujyo/itinoseki/2023/2023_ichinoseki.htm

編集後記

7月に入り、セミの鳴き声も聞こえはじめ夏が感じられるようになってまいりました。夏といえばお祭り! かき氷は迷うくせに、結局いつもイチゴを選びます。熱中症に注意して、良い思い出を作りたいですね。(い)